

電波法関連法令の無線設備規則改正により

旧規格のワイヤレスマイクがご使用できなくなります

～2022年11月30日

2022年12月1日～

旧規格のワイヤレスマイク



電波法違反

使用禁止

ワイヤレスマイクは電波を利用することから電波法で定められた技術基準を満足する必要があります。

弊社で販売するワイヤレスマイクは電波法の技術基準に適合していることを証明する「技術基準適合証明・工事設計認証」によって技術基準を満足し、免許をお持ちでない方でもお使いいただけるようになっています。

2005年に電波法関連法令である無線設備規則において、無線設備のスプリアス発射（必要周波数帯外に発射される不要な電波）強度の許容値が改正されました。

弊社で販売するワイヤレスマイクについても2005年の改正以降は、改正後の技術基準で「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けていますが、それまでにご購入いただいたお客様のワイヤレスマイク（改正前の「技術基準適合証明・工事設計認証」のみを受けたワイヤレスマイク）は、猶予期限として2022年11月30日までしかご使用いただけません。

使用期限を超えて旧規格のワイヤレスマイクを使用した場合（意図せず電波を発射した場合も含まれます）は電波法違反となり、罰則・罰金（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）の対象となりますので、お早目の買い替えをご検討ください。

※使用期限を過ぎた場合、所持しているだけで電波法違反となる場合がありますので、ご注意ください。

◆ 全ての認証番号が旧規格になる製品

品名	品番	備考
ワイヤレスマイクロホン ハンド型	WM-1200	TM-484M用ワイヤレスマイク
	WM-1210	
ワイヤレスマイクロホン タイピン型	WM-1310	斡旋商品